

---

---

令和6年大和町議会3月定例会議会議録

---

---

令和6年3月12日（火曜日）

---

---

応招議員（16名）

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 2番 | 児玉金兵衛君 | 10番 | 渡辺良雄君  |
| 3番 | 佐々木久夫君 | 11番 | 千坂裕春君  |
| 4番 | 佐藤昇一君  | 13番 | 藤巻博史君  |
| 5番 | 今野信一君  | 14番 | 堀籠日出子君 |
| 6番 | 犬飼克子君  | 15番 | 馬場久雄君  |
| 7番 | 馬場良勝君  | 16番 | 大須賀啓君  |
| 8番 | 千坂博行君  | 17番 | 槻田雅之君  |
| 9番 | 今野善行君  | 18番 | 門間浩宇君  |

出席議員（１６名）

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| ２番 | 児 玉 金兵衛 君 | １０番 | 渡 辺 良 雄 君 |
| ３番 | 佐々木 久 夫 君 | １１番 | 千 坂 裕 春 君 |
| ４番 | 佐 藤 昇 一 君 | １３番 | 藤 巻 博 史 君 |
| ５番 | 今 野 信 一 君 | １４番 | 堀 籠 日出子 君 |
| ６番 | 犬 飼 克 子 君 | １５番 | 馬 場 久 雄 君 |
| ７番 | 馬 場 良 勝 君 | １６番 | 大須賀 啓 君   |
| ８番 | 千 坂 博 行 君 | １７番 | 槻 田 雅 之 君 |
| ９番 | 今 野 善 行 君 | １８番 | 門 間 浩 宇 君 |

---

欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

|                     |           |                        |           |
|---------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                 | 浅 野 俊 彦 君 | 福 祉 課 長                | 蜂 谷 祐 士 君 |
| 副 町 長               | 浅 野 喜 高 君 | 健康推進課長                 | 大 友 徹 君   |
| 教 育 長               | 上 野 忠 弘 君 | 農林振興課長                 | 阿 部 晃 君   |
| 代表監査委員              | 櫻 井 貴 子 君 | 商工観光課長                 | 浅 野 義 則 君 |
| 総務課長兼<br>危機対策室長     | 千 葉 正 義 君 | 都 市 建 設<br>課 長         | 亀 谷 裕 君   |
| まちづくり<br>政 策 課 長    | 江 本 篤 夫 君 | 上下水道課長                 | 野 田 実 君   |
| 財 政 課 長             | 児 玉 安 弘 君 | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 菊 地 康 弘 君 |
| 税 務 課 長 兼<br>徴収対策室長 | 小 野 政 則 君 | 教育総務課長                 | 遠 藤 秀 一 君 |
| 町 民 生 活<br>課 長      | 吉 川 裕 幸 君 | 生涯学習課長                 | 瀬 戸 正 昭 君 |
| 子ども家庭<br>課 長        | 村 田 充 穂 君 | 公 民 館 長                | 村 田 晶 子 君 |

事務局出席者

|        |         |                         |         |
|--------|---------|-------------------------|---------|
| 議会事務局長 | 櫻 井 修 一 | 次 長<br>兼 議 事 庶 務<br>係 長 | 相 澤 敏 晴 |
| 主 事    | 浅 野 真 琴 |                         |         |

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午後 3 時 4 9 分 開 会

議 長 （門間浩宇君）

本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （門間浩宇君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2 番児玉金兵衛君、  
3 番佐々木久夫君を指名します。

---

#### 日程第 2 「委員長報告」

議 長 （門間浩宇君）

日程第 2、委員長報告。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和 6 年度各種  
会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長児玉金兵衛君。

予算特別委員会委員長 （児玉金兵衛君）

報告いたします。

今定例会議において、去る 2 月 29 日、本予算特別委員会に審査を付託されました令  
和 6 年度一般会計予算並びに 8 つの各種特別会計予算、下水道及び水道事業会計予算  
につきましては、本委員会において各委員からの熱意あふれる質疑が展開され、町長、  
副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁により慎重に審査された結果、原案のと  
おり決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

ただいま、予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議

においては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

---

#### 日程第3「議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第3、議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4「議案第31号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第4、議案第31号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5「議案第32号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計予

算」

議長（門間浩宇君）

日程第5、議案第32号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について  
討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第33号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第6、議案第33号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を  
行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第34号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第7、議案第34号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を  
行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8「議案第35号 令和6年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第8、議案第35号 令和6年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9「議案第36号 令和6年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第9、議案第36号 令和6年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。



---

日程第10「議案第37号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第10、議案第37号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第38号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第11、議案第38号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第39号 令和6年度大和町下水道事業会計予算」

議長（門間浩宇君）

日程第12、議案第39号 令和6年度大和町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13「議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第13、議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14「議案第41号 町道路線の廃止について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第14、議案第41号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、議案書119ページをお願いいたします。議案第41号、町道路線の廃止についてであります。

下記路線の町道を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は町道車沢線であります。起点は大和町吉田字結成41番、終点は和町吉田字新畑中27番であります。

説明につきましては、議案第41号関係資料によりましてご説明を申し上げます。ご準備をよろしくお願いいたします。

まず、資料1ページをお願いいたします。廃止調書であります。廃止する路線は、町道車沢線、起点・終点は記載のとおりでございます。延長につきましては1,271.2メートル、幅員が2.0メートルから17.1メートルであります。

続きまして、資料2ページをお願いいたします。こちらが廃止路線の図面となっております。青色部分が廃止となるものでございまして、宮城県で実施しました吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴い、築堤などの吉田川改修工事が完了し、河川区域が変更となり、川幅も広くなりましたことから、一度全線にわたり廃止をするものでございます。

なお、次の議案第42号におきまして改めて認定をお願いすることとしますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

以上で議案第41号の説明を終了いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。15番馬場久雄君。

15 番 （馬場久男君）

今説明していただきました車沢線、要するに吉田川の拡幅工事で広がったんだろうと思うんです。これ、車沢線、前から、要するに川を渡ってるんです。今、何でもこのかなってちょっと疑問に思ったんですが、要するに、昔の川幅であれば町道として認められていて、今度、広がって拡幅になったから、今回、廃止路線にしたのかどうか、その辺ちょっと確認したいのですが。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、馬場久雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道の車沢線でございますが、こちらは昭和62年3月の議会におきまして認定いただいた路線となっております。その前にも、この62年に1度全線廃止して新たに全線を認定したというようなこともございまして、車沢線についてはそれ以前でもまだ町道として維持管理していたものでございます。

今回、河川区域内の町道の廃止ということでございますが、河川区域内では、やはり議員さんお話しのとおり、橋とか、あと町道玉ヶ池山津沢線が南川ダムの下にありますけれども、通常潜り橋と言われる道路があつて、水のところだけちょっと橋がかかっているというようなところの認定もしてるものもございます。ただ、この車沢線につきましては、前にこちらの廃止路線のことでございますが、ちょっと清水地区の集落の付近に前は河川があつたものとなつていまして、台風等によりまして今の川のほうになったというようなこともちょっと伺つてございます。当時といたしましては、そこに、要するに麓下から清水までに行く路線として人が歩くような、あとは馬が歩くような道路があつて、川については、戸板で人とかが渡っていたので、それをもとに町道を認定してたというような、私もちょっと先輩議員、先輩の職員から教えていただいたこととございますが、そういった経緯で認定してたというような経緯でございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

馬場久男君。

15 番 （馬場久男君）

今の説明で大体了解はできました。国道でも何か竜飛のほうに階段を上っていくような国道があるとかと聞きました。うちの町道であっても、こういった川を渡っていくってのは本当に珍しいんだなと思って、今回、こういった拡張と同時に発信して新たなものをつくろうということですので了解はしました。昔から何か川を渡っていたから、橋でもあつたのかななんてちょっと思ってたんですけど、今の説明で了解しました。終わります。

議 長 （門間浩宇君）

答弁はよろしいですか。

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、馬場久男議員の再質問にお答えいたします。

廃止しながら、やはり川幅広くなりまして、計画でも橋をかけるようなちょっと計画もございませんので、やはり河川区域内については廃止するというようなことで、今回進めているものでございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15「議案第42号 町道路線の認定について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第15、議案第42号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして議案書120ページをお願いいたします。

議案第42号、町道の認定についてであります。

下記路線の町道を認定することにつきまして、道路法8条第2号の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は車沢線であります。起点は大和町吉田字結成41番2、終点は大和町吉田字川中野3番1であります。同じく2番、路線名は川端線、起点は大和町吉田字上入生田前2番1、終点は大和町吉田字新入生田前46番1であります。3番、路線名は八反田上線、起点は大和町吉田字入生田下21番1、終点は大和町吉田字新畑中27番1。4番、路線名は西原四号線、起点は大和町吉岡字西原21番66、終点は大和町吉岡字西原23番4の、以上4路線につきまして認定をお願いするものでございます。

説明につきましては、議案第42号関係資料によりまして説明をいたします。

初めに、資料1ページをお願いいたします。認定調書であります。認定する路線は1、町道車沢線、起点、終点は記載のとおりでありまして、延長が914メートル、幅員が2.5メートルから11.7メートルといたしまして、麓下地区区分の区間を町道車沢線として改めて認定をするものであります。

続きまして、2、町道川端線であります。名称につきましては、地区の字の名称といたしたもので、起点・終点は記載のとおりであります。延長が163メートル、幅員が2.5メートルから4.7メートルであります。先ほど、廃止でご可決いただきました町道車沢線の一部を川端線といたしまして、改めて認定をお願いするものでございます。

続きまして3、町道八反田上線であります。起点・終点は記載のとおりであり、延長206.6メートル、幅員が5.0メートルから6.0メートルでございます。川端線と同様に車沢線の一部を改めて認定するもので、名称につきましては、地区字の名称としておるものでございます。

4、町道西原四号線であります。起点・終点は記載のとおりでありまして、延長170メートル、幅員が6.0メートルから30.0メートルでございます。本路線は、住宅地開発によりまして整備されたものでございます。路線の起点・終点とも県道榑沢吉岡線に接続してございまして、町道認定基準第2条第1項7号起点が公道にあり5戸以上を結ぶ路線に適合しており、また、同じく第4条の地域の協力につきましても、路線沿いの住民皆様から除雪等の維持管理について自主的・積極的協力を得られるものでありますことから、今回認定をお願いするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

認定路線の図面となっております。図面右側の赤線が吉田川の西側となります町道車沢線となります。起点は、町道山ノ神禅興寺線との交差点、終点は吉田川河川区域境までとなります。

続きまして、図面中段部の赤線、吉田川の東部となります。こちらが町道の川端線となります。起点が吉田川河川区域境とし、終点が町道高田線交差点部となります。図面右側部の赤線、町道高田線の東側部となりますが、こちらが町道八反田上線となります。起点が町道高田線の交差点、終点は国道457号との交差点となります。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。図面赤線部が町道西原四号線となるものでございます。起点が県道柗沢吉岡線との西側取付部、終点が同じく県道柗沢吉岡線東側の取付部となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

以上で、議案第42号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16「報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に ついて）」

議長（門間浩宇君）

日程第16、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に  
ついて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更につきまして別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分したものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和5年大和町議会3月定例会におきまして、議案第28号により議決をいただきました令和4年度道路改良工事（町道舞野下草線）でございます。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は4,367万円、変更後の契約金額が4,499万1,100円、契約金額の増額が132万1,100円でございます。

3、変更の理由でございます。今回の工事につきましては、当該路線の一部区間が視距不良区間でございましたことから、その解消を目的とした工事でございます。今回の施工区間の終点側の、こちら下草部側でございますが、道路排水につきまして既設の道路横断管を利用し排水する計画で進めてございましたが、既設横断管を確認したところ排水勾配が確保されていないため、新たに横断管を付設し、排水勾配の確保を行ったものであります。

令和6年3月1日専決。

以上、報告いたします。

議長（門間浩宇君）

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

日程第17「報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）」

議長（門間浩宇君）

日程第17、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長亀谷 裕君。



都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書 3 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、工事請負契約の変更につきまして別紙のとおり専決処分しましたので、同条 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

4 ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分したものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和 5 年大和町議会 6 月定例会におきまして、議案第51号により議決をいただきました令和 5 年度道路改良工事（町道雷神線）でございます。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は6,523万円、変更後の契約金額が6,290万9,000円、契約金額の減額が232万1,000円でございます。

3、変更の理由でございます。今回の工事につきましては、上下 1 車線ずつの 2 車線の車道整備と北側の既存歩道部を拡幅する工事として施工しているものでございます。施工に際し、現場の交通誘導に対応をします誘導員の配置につきまして、計画では 4 名配置での対応としておりましたが、現場の交通状況や作業方法等により配置人数が 3 名でも対応可能となりましたことから、人数に要します費用を減額としたものでございます。

令和 6 年 3 月 6 日専決。

以上、報告いたします。以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

以上で報告第 2 号の報告を終わります。

---

#### 日程第 18 「議案第 43 号 令和 5 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第18、議案第43号 令和 5 年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

議案書の 5 ページをお願いいたします。

あわせまして別冊の令和 5 年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 13 号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第 43 号、令和 5 年度大和町一般会計補正予算（第 13 号）でございます。

第 1 条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出は増減なしで、予算の総額は 150 億 1,862 万 6,000 円であります。

歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。第 2 条は繰越明許費の補正、変更でありまして、第 2 表繰越明許費補正によるものであります。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費補正の変更でございます。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費につきまして、限度額を 2,066 万 9,000 円に変更するものであります。こちらは、氏名の振り仮名法制化対応システム改修業務を追加するものによるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書 3 ページをお願いいたします。

2 の歳出でございます。2 款 1 項 3 目財政管理費 24 節につきましては、財政調整基金へ積立てを行うものであります。

財政課分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、7 款 2 項 1 目道路維持費 12 節にかかります除雪費でございます。

令和 5 年度の補助融雪費につきましては、当初予算及び 9 月定例会の補正予算によりまして、予算額 2 億 2,640 万円で実施しているものでございます。今年度は 2 月までの車道除雪実績で、12 月で 1 日、1 月で 4 日、2 月で 3 日の合計 8 日間の稼働となっております。

現在までの執行予定額といたしましては、約 9,400 万円を予定してございまして、近年の 3 月分の除融雪費を参考にし、町全域で稼働した場合の 2 日分に対応する費用約 3,200 万円を加えた予定額を予算額から差引きました残額 1 億円を今回減額するも

のでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で議案第43号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19「議案第44号 令和6年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第19、議案第44号 令和6年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

議案書の8ページをお願いいたします。

あわせまして別冊の令和6年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）につきましても準備をお願いいたします。

議案第44号、令和6年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,546万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を155億4,546万9,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

16款2項2目民生費国庫補助金につきましては、2節児童福祉費補助金で、子ども子育て支援事業費として169万7,000円を追加するものです。

17款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金は、子ども子育て支援事業費として169万7,000円を追加するものです。

21款1項1目繰越金は1節繰越金で、財源調整といたしまして1,207万5,000円を計上いたすものであります。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長（村田充穂君）

続きまして、歳出でございます。

3款民生費2項児童福祉費5目児童館費でございます。

11節役務費につきましては、令和6年4月からの落合児童館に勤務する児童厚生員1名につきまして人材派遣で補うため、人材派遣に要する手数料をお願いするものでございます。

12節業務委託料のうち1つ目の事業としましては、吉岡児童館放課後児童クラブに係る費用をお願いするものです。よしおか放課後児童クラブの令和6年度の利用申込みは、定員80名に対し104名いただいております。施設の規模としましては105名まで対応できる施設となっていますことから、4月からの定員を105名に増加させることとしております。その増加に合わせまして、対応する児童厚生員の増員が必要になりますことから、人件費及び事務管理費を内訳とする業務委託料の増額をお願いするものです。

2つ目の事業は、同じく放課後児童クラブに関連するもので、吉岡児童館で実施している放課後児童クラブの夏休みの期間における利用児童数の増加に備える費用でございます。吉岡児童館の令和6年度の4月からの申込み状況は、定員80名に対し63名いただいております。ここにさらに夏休みになりますと、例年20人から30人程度、夏休み期間限定での利用申込みが増えることを予想しております。このため、夏休みの利用申込みの増加に備え、ひだまりの丘館内の会議室を臨時的静養室として利用することにより、利用者増加に備えたいと考えております。こちらに関しましても、対

応する児童厚生員の増員に必要となる業務委託料の増額をお願いするものでございます。

なお、放課後児童クラブの利用申込みは、昨年12月2日から12月22日まで行い、その後、データの入力等の作業を行いまして人数が確定したのが、当初予算編成後の1月となりましたことから本日の当初予算の補正に至ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、議案第44号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20「議案第45号 令和5年度 橋梁補修工事（悟溪寺橋）の請負契約の変更について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第20、議案第45号、令和5年度 橋梁補修工事（悟溪寺橋）の請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第45号、令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の変更についてでございます。

令和5年大和町議会6月定例会議におきまして、議案第53号により議決されました令和5年度、橋梁補修工事（悟溪寺橋）の工事請負契約につきまして次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額7,513万円（内消費税683万円）を8,373万9,700円（内消費税761万2,700円）とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第45号関係資料でご説明をいたします。

初めに1ページをお願いいたします。

1、原契約の内容についてでございます。

①工事名は、令和5年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）、②施工場所は大和町落合桧和田字川前一番地内外でございます。③請負代金額は7,513万円、消費税を除いた金額は6,830万円でございます。④契約相手方は黒川郡大衡村大衡字古井待33、我妻建設株式会社黒川営業所でございます。⑤契約締結年月日は令和5年6月6日、⑥完成期日は令和6年3月29日でございます。⑦工事概要につきましては、施工延長L＝36.9メートル、幅員W＝7.05メートル、以下、記載のとおりとなっております。

2、変更の理由でございます。

本工事につきましては、橋梁点検により補修が必要と判定されたため補修工事を実施しているもので、本工事が最終区間となっております。

橋面舗装版撤去後に既設の床版、橋を通行する床の部分でございますが、その状態を確認したところ、床版の損傷範囲が当初の想定より広範囲であり損傷深さも深かったため補修範囲を広げて補修するものであります。

なお、当該路線は落合地区と鶴巣地区をつなぐ路線でありますことから、作業時間通行止めといたしまして施工し、床版修復につきましては、短時間で硬化可能なコンクリートジェットを採用してございます。

次に、3、変更の内容でございます。

床版補修工、床版補修、修復範囲の増により部分補修・打替えコンクリート打設量（ジェット）を5.0立米から8.5立米へ変更するものでございます。

4、変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は8,373万9,700円、消費税を除いた金額は7,612万7,000円。②当初請負代金額に対する比較は860万9,700円の増額、消費税を除いた金額は782万7,000円の増額となるものでございます。③変更仮契約の締結につきましては、令和6年3月7日に締結いたしまして、④完成期日は令和6年3月29日で、完成期日につきましては変更ございません。

2ページをお願いいたします。

こちらの図面は、施工場所等の位置図となっております。

3ページをお願いいたします。

こちらが補修一般図でございまして、図面のカラー着色部分が今回の工事箇所となっております。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、補修確認結果によりまして、変更部分になるものの図面となっております。赤書きで記載してございます上段が当初計画、下段が変更計画となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、議案第45号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

この悟溪寺橋、工区を何回かに分けて工事されてると思います。それで、確認の意味でちょっと聞かせていただきますが、以前にも何か開けてみてからそういった状況で上乘せという変更があったかと思いますが、こういった場合、最初からそういう状況が分かって入札したのと、入札が決まってその入札先が変更ということで、場合によってはその状況が分かれば入札状況が変わる可能性があるのかなという疑問を感じているんですけれども、課長、どのようにお考えでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

千坂裕春議員さんの質問にお答えいたします。

まず、悟溪寺橋の橋梁補修の工事につきましては、議員お話しのとおり工区に分けて、それぞれの年度で施工しているものとなっております。説明しましたとおり今回は最終区間となっております。以前からも、やはり舗装、床版の補修範囲につきましては、一旦やっぱり前の年度に一旦剥いて確認はしてございます。その範囲をもっ

て次の年度に範囲の下で契約に引き継いで工事を進めているものですが、やはりその1年間のスパンとかあります、そこについてやはり、そのときも重車両とかも通ることもございますので、あくまでも再確認のために、もう一度補修範囲を確認しながら工事のほうを進めているものでございまして、やはり剥いた後にもう1回別契約というか、段取り的にはちょっとできないもので、通行の関係もございまして、先ほどお話ししたとおりジェットコンクリートというものを使ってまして、そちらにつきましては約2時間ぐらいで硬化するものでございますので、それを用意してくるものもございますので、なかなか別にまだっていうわけにはちょっと工事の進捗状況については難しいものと考えているものでございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

重複になるかと思いますが、変更した状況の傷み具合を次の契約の状況として加味するならば、特に変更とかないうな気が、例えば場所によって積雪の関係とか水の流れとか、そういったもので傷み方が違うんだよって言われればそれまでなのかもしれないけれども、1回変更したところの傷み具合を見れば次の傷み具合もそれに準じたものになるならば、1年くらいでそんなに変わるのかなという疑問を持ったんですよ。そういった中で、今の答弁ではちょっとまだ足りないというような認識でいるんですけど、いかがでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

千坂裕春議員の再質問にお答えいたします。

次にやる区間といたしますか、今だと例えば最終工区なんですけれども、去年に最終工区のやつを一旦剥いて調査をしました。それに基づいて補修範囲というのは決めまして令和5年度に施工を発注したということ、その工事をやる前に、もう一度やはり確認するという事で舗装版を剥いでその状況を確認すると。やはり最終区間でも、



交通もかなりある多い路線でございます。やはり補修を剥いだときに補修しているわけではございませんので、やはりクラック等がやはり1年半とかのスパンで、上に通ったダンプとかの積載量の絡みもございますので、そこに広がったというような形でございますので、その広がった範囲が変更範囲というものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。3番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

ジェットコンクリート、分かります、早急にやる場合。それで聞きたいのは、当初からこのジェットを使うような予定だったかどうか、何でこんなに急ぐのか、ほかに方法はなかったかです、こんな高いものを使うこと。それをお聞きします。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、佐々木久夫議員の質問にお答えいたします。まずジェットコンクリートは当初からジェットコンクリートを使うものとして当初から進めているものでございます。この橋は吉田川にかかっている橋でございますので、この橋と上流には落合の県道の橋、下流には粕川橋とあって、この橋が大分上下流になりますと大分距離もあるということで、地区の説明会等についても、この橋をできれば短期間で通行止めしながらやっていただきたいというご要望もございましたので、そういったものに対応するためにジェットコンクリートのほうを使用して施工したものとなっております。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

分かりました。それでもう一つ聞きたいのは、前回の改修のときはジェットコンク

リートっていう話はちょっとなかったんで分からなかったんですけども、そこら辺なんですけれども、前回も使っているかどうかです。それでずっと来ているのであれば仕方ないなと思います、どうぞ。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

佐々木久夫議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初の工事からジェットコンクリートを全部使って、その版の区間ごとに施工しているものとなっております。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21「同意第1号 監査委員の選任について」

議 長 （門間浩宇君）

日程第21、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長 浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

お疲れのところ申しわけありません。

それでは、議案書11ページをお願いいたします。あわせまして、議案説明資料同意第1号関係をご準備をお願いいたしたいと思います。

監査委員の選任についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

関係資料をお開きをお願いいたします。

同意を求める者でございます。住所、大和町吉岡となります。氏名、内海義春さんということでございます。生年月日、学歴、職歴等は資料のほうをお目通しいただきたいと思います。

選任の理由でございますけれども、氏は、宮城県黒川高等学校を卒業後、大和町役場に入所し令和4年に退職されるまで、町政の発展と町民福祉の向上のため、その職責を果たされました。在職中には、水道課、用地課、企画課、農林課、税務課など幅広い業務に従事し、その後、財政課長や子育て支援課長を務めております。地方公務員としての豊富な行政経験とすぐれた見識を有し、その豊富な知識と経験により、公正なる職務遂行に当たっていただけるものと考え、監査委員として選任するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、同意第1号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、先例第87に基づき省略をさせていただきます。

これから同意第1号を採決します。この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名で投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番佐藤昇一君及び5番今野信一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いいたします。

異常ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

立会人から、異常なしと報告がありましたので、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番佐藤昇一君及び5 番今野信一君に、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15 票

有効投票 15 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 14

反対 1

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

お諮りをします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定をいたしました。

---

## 日程第22「委発第1号 大和町産農産物の地産地消の推進を求める決議」

議長（門間浩宇君）

日程第22、委発第1号 大和町産農産物の地産地消の推進を求める決議を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員会委員長馬場良勝君。

産業建設常任委員会委員長（馬場良勝君）

それでは、ただいま議題となりました委発第1号、大和町産農産物の地産地消の推進を求める決議につきまして、産業建設常任委員会を代表し、提案理由等を説明させていただきます。

資料をお開き願います。

標記決議案を別紙のとおり大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由であります、本町農産物の生産費は国際情勢等の様々な要因による資材高騰で上昇・高止まりを続け、生産者の持続的な経営が困難になっております。また、生産者の高齢化や担い手不足、気候変動による品質・生産量の低下や農業収入の減少により厳しい営農家にあり、若い世代の就農も難しい状況にあります。一方で、国においては「みどりの食料システム戦略」などの新たな施策も進められており、今後の動向を注視する必要があるとございます。そこで、本町として、さらなる町内産農産物の地域での消費拡大を推進するとともに、持続可能な農業の維持・発展を求めるものであります。

それでは、裏面をお開き願います。

大和町産農産物の地産地消の推進を求める決議であります。

本町の基幹産業である農業においては、近年の気候変動により生産物の安定的な出荷が難しくなっていることや、国際情勢による農業用資材の高騰等により町内の生産

農家は引き続き厳しい経営状況に置かれております。また、政府においては、農業生産物への適正価格導入に関する議論や農業政策の転換も行われているところではあります。生産農家の先行きは不透明であります。本町においては、今後も生産農家が継続して農産物の生産を行い安定的に食料を供給できることを維持する目的として以下の点について推進すべきである。

記といたしまして、１、地産地消の観点から、大和町内の学校給食で町内産農産物を積極的に使用すること。

２、学校給食の週５回の米飯の提供を実施するように求めるとともに、米粉パンや米粉麺を積極的に取り入れ米の消費拡大を推進すること。

３、町内介護施設・企業・飲食店等での大和町産農産物の使用を促す施策を行うこと。

４、町内産農産物の地域での地産地消を推進するとともに、安定的に供給できるように関係機関と連携し、園芸作物の作付面積の拡大を目指すこと。

以上、決議するものであります。

以上であります。

議長（門間浩宇君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第２３「委発第２号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第23、委発第2号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、ただいま議案となっております2月第2号大和町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会を代表し、提案理由及び改正内容を説明いたします。

お手元の議案書、2月第2号をお開き願います。

大和町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。

上記議案の別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

次に、提出理由であります。

令和3年度から実施した、これからの大和町議会のあり方プロジェクトにおいて議論してきた結果、令和5年9月定例議会において議員定数を2人削減し16人とした。大和町議会議員定数条例施行に伴い議論を重ねた結果、関係する議会運営委員会条例の改正をするものであります。

それでは、改正内容を説明しますので、2ページの新旧対照表をご覧ください。

下線部分が改正点であります。条例中、第2条第2項社会文教常任委員会並びに第3項産業建設常任委員会の委員定数を6人から5人に改正するものであります。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上が、改正内容であります。

ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長（門間浩宇君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議 長 （門間浩宇君）

日程第24、委員長報告。

議会活性化調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは、報告いたします。委員会調査報告書であります。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1は、調査事件、議会活動の活性化に関する調査研究であります。

2は、調査の経過であります。実施しました会議等及び実施事業については、報告書1ページから6ページ上段までの記載のとおりであります。

3、成果、議会ICT化を図るためのインターネット中継及びオンライン会議の検討など、6ページ中段以降に記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。

4、意見であります。令和2年4月7日、令和2年大和町議会4月随時会議において設置された「大和町議会議会活性化調査特別委員会」では、調査を付託された事件について積極的に取り組んでまいりました。このことに対する議員各位の熱心な取組と検討部会及び実行委員、ワーキングチームの皆様方のご努力に対し、敬意と感謝を表すところであります。

本委員会といたしましては、付託された調査事件について決定成果のとおり調査報告をさせていただき、調査を終了といたしますが、議会活性化についてはこれで終わりではありません。昨今の不安定な世界情勢や経済状況、世界的な感染症の流行、また、頻繁に発生する自然災害など、その時々において対処しなければならない課題が



次々と発生しております。当町におきましても、人口減少、少子高齢化、企業進出などにより大きく変化し進展する社会の情勢に対応するため、議会においては常に研さん、資質の向上を図りながら議会改革を推し進めていく必要があります。

新たな大和町議会の構成の中においても、継続して議会活性化に取り組む必要があるため、引き続き「議会活性化調査特別委員会」を設置され、これまでの取組などの検証を行い、大和町議会基本条例にうたっている「町民の意向を的確に反映し、町民に開かれた、町民に信頼される議会」の構築を目指し、調査及び研究を重ねながら、今後も議会の機能が最大限に発揮されることを期待し、調査報告といたします。

議長（門間浩宇君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

---

#### 日程第25「委員長報告（落合地区敬老会の公文書取り扱いに関する調査特別委員会調査報告について）」

議長（門間浩宇君）

日程第25、委員長報告。

落合地区敬老会の公文書取り扱いに関する調査特別委員会調査報告についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。落合地区敬老会の公文書取り扱いに関する調査特別委員会委員長馬場久男君。

落合地区敬老会の公文書取り扱いに関する調査特別委員会委員長（馬場久男君）

調査特別委員会の検査の結果について報告をいたします。

1 ページ目から朗読をさせていただきます。

令和5年の11月21日に事務検査に関する決議案の提出がありまして、事務検査請求書となっております。請求者はご覧のとおり5名の議員から請求されております。

この提出の理由であります、下のほうに書いてございますが、読まさせていただきます。

きます。

去る令和5年9月13日付けにて、大和町福祉課より、落合地区敬老会において、例年届けられている祝詞の芳名に記載されていた高平聡雄議会議長、当時でございますが、の名前の読み上げ及び掲示をやめるようにする事務連絡が、速達にて落合各区長に配達されたとのことでありました。

また、同事務連絡の配達後、大和町福祉課より、従前の事務連絡を撤回し、再度、名前の読み上げ及び掲示をする旨の連絡があったようであります。我々としては、今回の一連の事務連絡の取扱いに関して大いなる疑問点があるため、以下の点について検査を行っていただきたいということで提出がありました。

1) 名前を読み上げない、掲示をしないように配達にて事務連絡をした理由は何か。外部からの働きかけ（圧力）であります。働きかけがあったのではないかと。

2) 所管課として、誰の指示で上記の事務連絡を行ったのかという決議案が提出されました。

調査特別委員会の設置までの経過報告はご覧のとおりであります。

11月21日に提出されました。それに基づいて11月24日に議会運営委員会を開催しております。委員の選出に関しては、3つの常任委員会から2名ずつということを経営委員会のほうで決めさせていただきました。12月7日に定例会議であります。ここで議案決議案を可決し、調査特別委員会を設置いたしました。特別委員会の委員の名簿は6名であります。箱で示されておりますとおりであります。

次に、3ページになりますが、特別委員会の設置をした後、第1回目、12月26日に決議の提出理由等の内容が事実であることを確認することが必要であります。大和町長に内容等を確認する照会文書を提出し、その回答をもって、今後の対応を決定することを確認いたしました。町長に対しましては12月26日に調査依頼の文書を送付しております。町長から回答をいただきましたのは、令和6年1月16日であります。

4ページに移ります。

第2回目の特別委員会は、令和6年1月19日であります。町長から提出されました回答書を確認いたしまして、今後の対応を協議したところであります。

検査の結果であります。

検査の結果につきましては、可決された事務検査に関する決議における検査事項の事実確認を行い、得られた検査結果は下記のとおりであります。

検査項目の1、ちょっと長くなりますが朗読させていただきます。

「名前を読み上げない、掲示をしないように速達にて事務連絡をした理由は何か。

外部からの働きかけ（圧力）があったのではないか。」

回答によりますと、千坂裕春議員から「やめる予定の方の名前で敬老会を迎えることはまずいので対応を考える必要がある」と助言されたが、圧力としての働きかけとは感じられなかった。福祉課長においては、議員からの助言であること、また、地区敬老会が開催直前であることと重なっておりまして、高平議長が9月定例会議最終日、9月15日であります。最終日で持続されると判断をいたし、9月15日以降に敬老会を開催する落合地区の行政区長に対し、敬老会祝詞に掲載されている高平議長の名前を敬老会において読み上げ及び掲示を控えてもらうよう福祉課長名で通知をしたものであります。このことは、高平議長の議員辞職に関する月日等の認識不足が原因であり、議員辞職の時期等を議会事務局に確認してから助言や通知などの行動を起こすことが必要であったものと考えられます。また、外部からの圧力に関しては、議員からの助言として福祉課長も受け止め、圧力的な働きかけとは感じられなかったとのことから、そのような事実はなかったと判断をしたものであります。

検査項目の2番としまして、「所管課として、誰の指示で上記の事務連絡を行ったのか。」

回答によりますと、福祉課長が担当職員に指示し、事務連絡を行ったもの」とあり、これまでの敬老会開催に際しては、議員からのメッセージ、祝詞であります。これを福祉課において作成し、開催地区に発送していたとのこととあります。

なお、今後、祝詞作成と発送業務を議会事務局で行うようお願いすると回答に含まれておりましたが、作成した祝詞を確認したところ、地区ごとにその地区在住の全議員の氏名を記載している状況であります。今後は、祝詞に議員個人名を記載するのではなく、「大和町議会もしくは大和町議会議員一同」とすることで、今回のような事態を発生することはないと考えるものであります。

また、今後、議会事務局に対して、福祉課から祝詞作成及び発送業務に関する協議の申入れがあった場合、所管する社会文教常任委員会または議会運営委員会にて対応を協議すべきである。

以上、総括といたしまして、提出された事務検査請求書に記載されていることが、議員からの助言を受け、議会事務局等へ確認をせず、敬老会の開催を控える落合地区の区長に対し「議長の名前を読み上げることを止める。」旨の連絡をしております。後日、当時の高平議長からの電話で、「議長としての任期があるにもかかわらず、名前の読み上げ等を中止することを相川上区長から聞いたがなぜか。」の問合せがあったので、議会事務局に確認すると、「議長の議員辞職は9月20日を予定している。」

との回答であり、敬老会の開催時点では、高平議長は議長在職であることが判明をいたしました。このことから、「止める。」旨の連絡をした区長に対し、以前の通知を撤回し通常どおり「敬老会においては議長の名前を読み上げる。」旨の連絡をしています。

今回、「議長の名前読み上げ」を止める、止めることを撤回するなど、一連の混乱事態であるが、福祉課長の議員在職に関する認識及び確認不足により生じたことであり、今後は、福祉課内はもちろんでありますが、庁舎内で確認を取り合い業務を進めることが必要であります。

なお、「外部からの圧力があつたか。」の問いに対し、福祉課長は、議員からの助言として受け止めており、圧力としての働きかけは感じられなかったとの回答であることから、以上で調査委員会の検査を終了といたしました。

以上、報告を終わります。

議 長 （門間浩宇君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これで委員長報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

それでは、私から、今期最後の定例会議を閉じるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日以来、本日までの15日間にわたり、各議員におかれましては、本会議、予算特別委員会を通じ、終始熱心にご審議を賜り、本日をもって令和6年度予算の成立を見ましたことは議長として厚く御礼を申し上げます。

また、会議を通じまして、議事進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、これらの事業執行に当たっては計画どおり適切に進められ、町民の福祉向上と本町の町政発展のために一層のご努力をなされますことをご期待を申し上げる次第であります。

この4年間を顧みますと、新型コロナウイルス感染症に翻弄され、これまでにない異例づくめの議会運営を余儀なくされましたことは皆さんもご承知のことと思います。このような中、令和3年度より取り組みました「これからの大和町議会のあり方プロジェクト」においては、議員と住民が一緒に話し合う機会を創出し、その結果を基に議員の成り手不足の解消につながる議員報酬の改定に至りましたが、議員定数2減の決断など議員各位のご労苦に改めて敬意を申し上げます。なお、この取組の成果が、日本最大の政策コンテストであるマニフェスト大賞における優秀躍進賞を受賞しましたことはこの上ない喜びであるとともに、大和町議会の歴史における輝かしい足跡となると自負しておるところでございます。

さて、議場において皆様と顔を合わせることも、本日をもって最後となるものと思います。過去4年間、大和町議会の運営が円滑に本日までまいりましたことを皆様とともに喜びたいと存じます。我々16名は3月末をもって任期満了となります。特に、私も含めてであります。今期をもってご勇退されます議員各位におかれましては、長年にわたる議員活動のご労苦に対し、心から敬意を表するとともに、今後は議会に対してのご指導、ご助言を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第であります。また、次の選挙に再出馬を予定されている議員各位におかれましては、来る3月24日の選挙において、この場におられます皆様全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で顔を合わせられるよう、格段のご健闘をお祈り申し上げ、甚だ簡単ではありますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時17分 閉 会